○社会教育法（抄）
（昭和二十四年六月十日　法律第二百七号）

第三章　社会教育関係団体
（審議会等への諮問）
第十三条　国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

第四章　社会教育委員
（社会教育委員の設置）
第十五条　都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
２　社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）
第十七条　社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。
一　社会教育に関する諸計画を立案すること。
二　定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
三　前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
２　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
３　(略)

（社会教育委員の委嘱の基準等）
第十八条　社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。